

# ご遺族の方へ 手続きのご案内

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔み申し上げます。  
身近な人が亡くなられた後の手続きについては、お亡くなり  
になった方によって手続きが異なります。

このパンフレットでは、市役所で行っていただく主な手続き  
についてご説明していますので、どうぞご利用ください。

ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

福津市  
令和8年度版



# ご遺族のためのおくやみ手続きガイドブック

## 目次

1	よくお寄せいただく質問	p.2
2	お持ちいただくもの	p.3
	(1) 手続きに来られる方のもの	p.3
	(2) 亡くなられた方のもの	p.3
	(3) 委任状による戸籍の交付申請	p.4
	(4) 委任状の作成・提出要領	p.5
	(5) その他	p.5
3	身近な人が亡くなられた後の手続などの一般的な流れ（目安）	p.7
4	市役所での手続き等	
	総合案内	p.9
	1. 住民異動の手続き	p.9
	2. 国民健康保険の手続き / 3. 年金の手続き	p.10
	4. 後期高齢者医療の手続き / 5. 公費医療の手続き	p.11
	6. 介護保険の手続き / 7. 高齢者福祉サービスの手続き	p.12
	8. 福祉サービス関係の手続き / 9. 生活保護の手続き	p.13
	10. 児童手当などの手続き	p.14
	11. 保育所などの手続き / 12. 市税等の納付に関する手続き	p.15
	13. 税に関する相続手続き	p.16
	14. 市営住宅の手続き / 15. 犬の登録手続き	p.17
	16. 遺品整理等で生じたごみの処分について	p.18
	17. 空き家の管理	p.19
	18. 森林の相続手続き / 19. 農地相続の手続き	p.20
	20. 農業者年金の手続き	p.20
5	その他の手続き（例）	p.21・22
6	巻末資料	
	福津市役所 問い合わせ先一覧	p.23
	福津市役所 庁舎配置図	P25・26
	相続登記について（法務局からのお知らせ）	P27・28
	委任状（記載例・参考様式）	P29・30

## 1 よくお寄せいただく質問

### Q:戸籍謄本は、死亡届を出したらすぐに取得できるの？

A:本籍地が福津市の方は、死亡届提出後、戸籍に内容が記載され証明書を発行できるのは、届出日の翌日から5営業日(休日に届出された場合は、市役所の開庁日から5営業日)以降となります。本籍地が福津市以外の方については、本籍地に通知するため、さらに日数が必要です。この場合の詳細は、本籍地の市区町村(又は下記市民課)にお尋ねください。

**【お問い合わせ】** 市民課 市民係 ☎ 0940-43-8103

### Q:亡くなられた場合、介護保険料はどうなるの？

A:介護保険料は、資格喪失日(死亡の日の翌日)の前月までを月割りで算定します。その際、納め過ぎになった分は、後日還付します。また、不足する場合は、相続人に不足分を納付していただきます。なお、特別徴収(年金からの天引き)で介護保険料を納付していた場合は、年金保険者(日本年金機構、共済組合等)に、速やかに死亡の届出を行ってください。

**【お問い合わせ】** 高齢者サービス課 介護保険係 ☎ 0940-43-8191

### Q:児童手当の受給者が亡くなられた場合、児童手当はどうなるの？

A:児童手当の受給者が亡くなられた場合、亡くなられたその日をもって児童手当の受給資格が消滅します。配偶者等、亡くなられた方に代わって児童を監護する方が新たに児童手当を受給するためには、亡くなられた日の翌日から15日以内に認定請求書の提出が必要です。

**【お問い合わせ】** こども課 家庭児童相談係 ☎ 0940-39-3148

### Q:亡くなられた人にも市県民税は課税されるの？

A:市県民税は、1月1日現在、市内にお住まいの方に課税されますので、1月2日以降に亡くなられた場合でも、前年中に所得があれば課税されます。その場合、財産の相続人に納税義務が引き継がれますので、亡くなられた方が申告の必要な方であれば、相続人が申告してください。また、亡くなられた方に代わり、納税通知書等を受領する方を決める相続人代表者設定の届出をお願いします。

**【お問い合わせ】** 税務課 市民税係 ☎ 0940-43-8117

### Q:納税義務者が亡くなられた場合の固定資産税はどうなるの？

A:土地や家屋の所有者が亡くなられた場合、法務局で相続登記の手続きが必要です(令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました)。固定資産税の賦課期日である1月1日までに相続登記が完了すれば、翌年度からは新しい所有者に課税されます。相続登記が賦課期日までに完了しない場合、相続人のうち1名を納税通知書等を受領する代表者として指定することができますので、相続人代表者及び現所有者設定の届出をお願いします。なお、相当の期間内に届出がない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。

**【お問い合わせ】** 税務課 資産税係 ☎ 0940-43-8118

## 2 お持ちいただくもの

### (1) 手続きに来られる方のもの

<input type="checkbox"/> ガイドメッセージ 『手続きについてのご案内』 ※下記見本のとおり	死亡届受付の際に、窓口にお越しになった方を通じてお渡し（又は郵送）した、必要な手続きを簡潔に記したもの。お手元に無い場合は、市民課で再発行できます。
<input type="checkbox"/> 印鑑（認印）	スタンプ印は不可
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1点で可（顔写真付き書類） 例：運転免許証、マイナンバーカード、旅券（パスポート）、身体障害者手帳 等</li> <li>・2点必要（顔写真の無い書類） 例：資格確認書等、介護保険証、年金手帳、公費医療受給者証、預貯金通帳（本人名義） 等</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 委任状	代理人が手続きを行う場合は、委任状が必要です。 詳細はこのガイドブックの4・5・29ページをご確認ください。
その他、このガイドブックの9ページ以降に記載のもの	

- 相続代表者が法定相続人でなく、遺言書で相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言（検認済みのもの））をお持ちください。
- 手続きによっては、戸籍謄本が必要な場合があります。福津市以外に本籍がある場合でも、配偶者や直系親族（父母や子、孫など）であれば広域交付により戸籍謄本を請求できますので市民課までお問い合わせください。また、戸籍謄本や住民票の取得には、委任状が必要になる場合があります。

### (2) 亡くなられた方のもの

- このガイドブックの9ページ以降と、ガイドメッセージ『手続きについてのご案内』を併せてご確認ください。
- お持ちいただくものが紛失等で見つからない場合は、市役所の各担当窓口でご相談ください。

手続番号 \_\_\_\_\_  
 発行日 \_\_\_\_\_

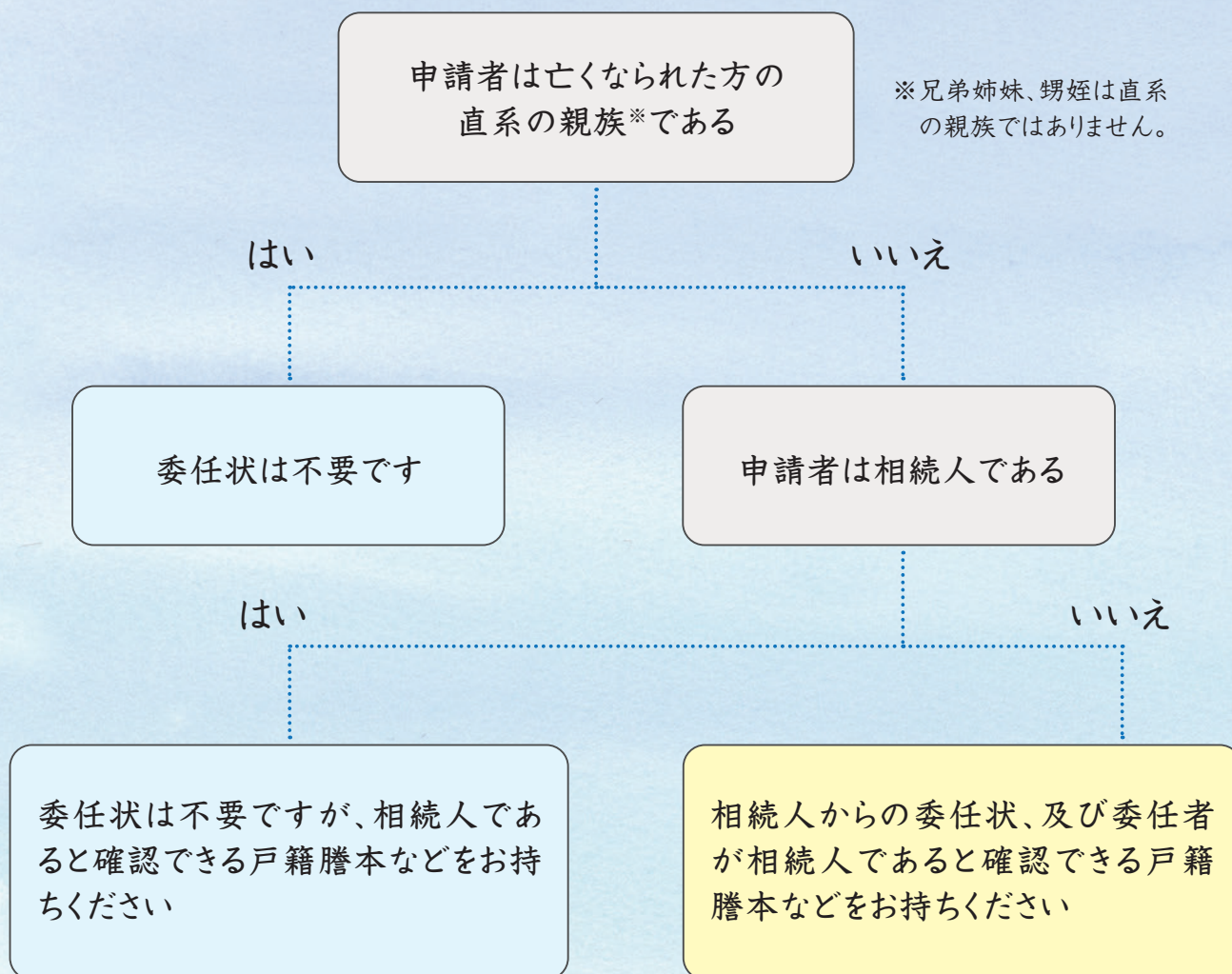
手続きについてのご案内

No.	手続きの内容	対象の方	必要なもの	受付窓口	期限	受付確認
1	死亡されたお身内の方へ					
2	下水道について（死亡）					
3	印鑑廃止					
4	後期高齢者医療					

ガイドメッセージ（見本）

### (3) 委任状による戸籍の交付申請

■ 死亡届に伴う手続きのため、亡くなられた方の戸籍の交付を申請する際、委任状が必要な場合があります。以下フローチャートでご確認ください。



MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 2 お持ちいただくもの

### (4) 委任状の作成・提出要領

- 委任状の参考様式と記載例は、巻末資料(29ページ)に掲載しています。また、市ホームページにも委任状の参考様式を掲載しています。
- 参考様式の内容を満たしていれば、手書き等によるものでも有効です。

委任状の作成・提出の際は…	
委任者	<ul style="list-style-type: none"><li>・委任者の方が本人直筆で記入のうえ、原本を提出してください。</li><li>・日中に連絡が取れる連絡先の電話番号を記入してください。委任状に記載されている委任行為や委任事項について、委任者に電話で確認させていただく場合があります。</li></ul>
代理人	<ul style="list-style-type: none"><li>・市役所にお越しになる際には、代理人ご自身の本人確認書類と印鑑(認印)をお持ちください。</li><li>・代理人の本人確認書類は、このガイドブックの3ページに記載している、手続きに来られる方の本人確認書類に準じます。</li></ul>

### (5) その他

- 必要に応じて、このガイドブックに記載していない書類の提出をお願いする場合があります。
- このガイドブックに掲載している情報は、制度改正等により変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- マイナンバー(個人番号)を証明する書類は、「マイナンバーカード(プラスチック製・顔写真付き)」及びマイナンバーが記載された住民票となります。  
なお、当初マイナンバーを通知する際に郵送された「通知カード(紙製)」は、マイナンバーの確認書類として利用することができます。
- お亡くなりになられた方の住民票の除票にはマイナンバーを載せることはできません。  
あらかじめご了承ください。

MEMO

市区役所・町村役場と提携し最新の手続き情報を掲載中(現在190自治体以上と提携)

## 自治体で行う手続きをまとめて抽出

# おくやみ手続きナビ



- \*身近な方が亡くなられた時に、自治体で行う死亡関連手続きをまとめて抽出できます。
- \*該当手続きの把握や持ち物準備に便利に活用頂けます。
- \*相続の進め方や、手続きを進めるうえで役立つポイントも確認頂けます。



登録不要



無料



便利



いつでもどこでも



安心

- ★登録不要で、無料で利用ができる
- ★個人情報やプライバシーに関わる情報取得は一切なし
- ★全国190自治体以上と提携し、最新の手続き情報を表示
- ★東京証券取引所プライム上場企業が堅実に運営

STEP 01

スマホで読み取る



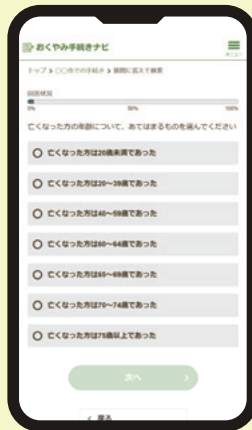
二次元コードを  
スマホで読み取り  
または  
WEBで検索

おくやみ手続きナビ

検索

STEP 02

質問に答える



STEP 03

抽出完了



すべての質問  
に回答すると  
該当する手続  
きが表示

本サービスは、東京証券取引所プライム市場に上場している株式会社鎌倉新書が運営しています。  
地元企業を中心としたご協賛・ご支援によって、ご遺族の皆様と地方自治体の皆様に無料で提供しております。

手続き先へ

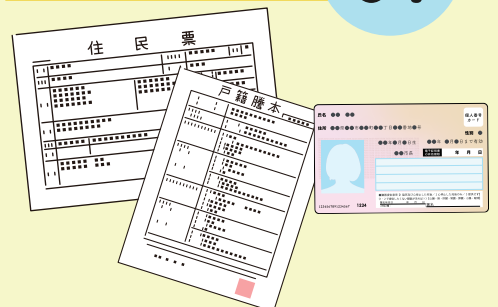
STEP 05

持ち物を準備

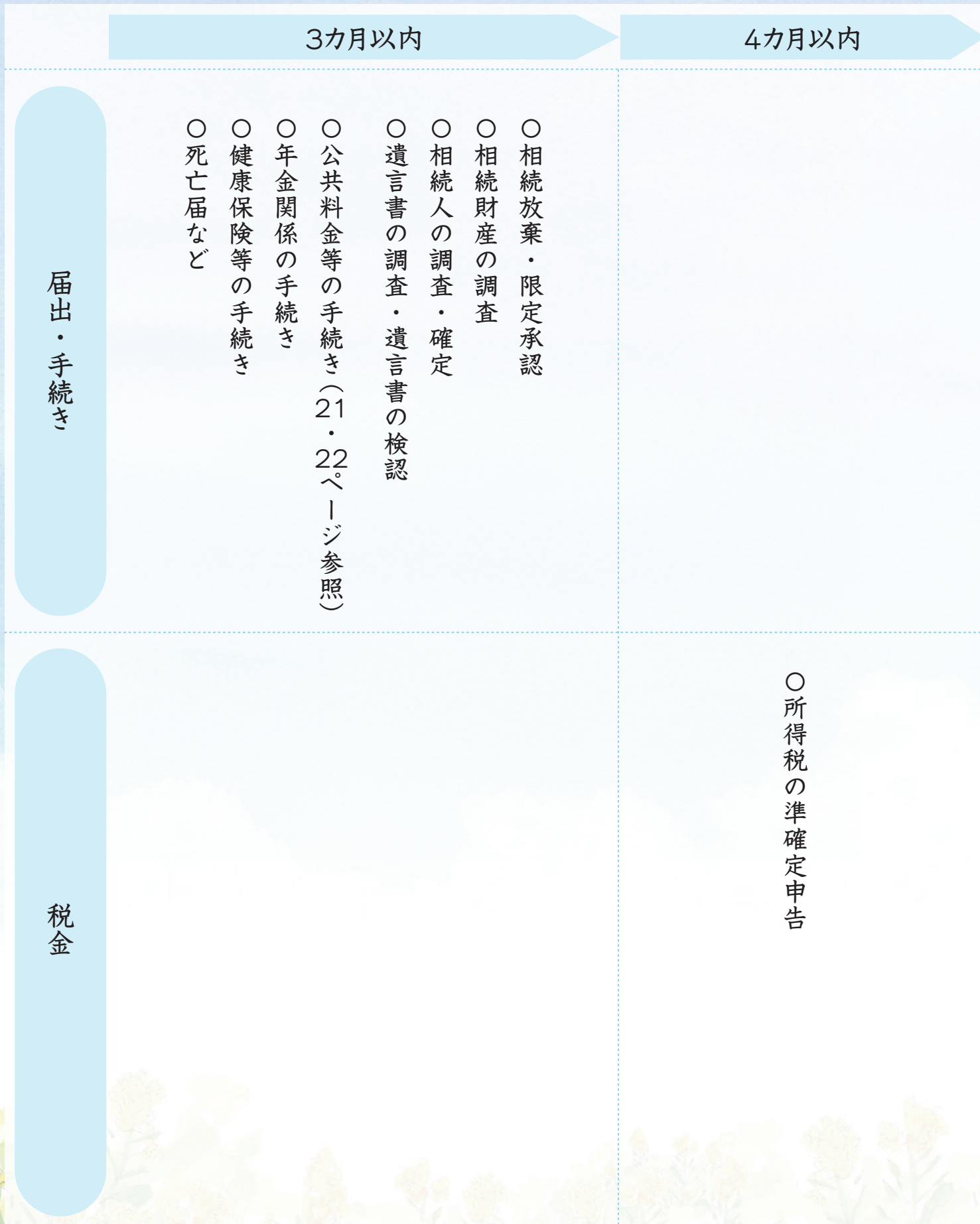
STEP 04



対象の自治体に  
訪問し該当手続きを  
行ってください



### 3 身近な人が亡くなられた後の手続などの一般的な流れ（目安）



10カ月以内

- 遺産分割協議
- 払戻・解約・名義変更など

1年以内

- 遺留分侵害額請求

- 相続税の申告・納付

福津市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪われ大変な時期かとは思いますが、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

〈9ページ〜〉

市役所や公的機関で行う  
手続きの詳細について

〈21ページ〜〉

福津市以外で  
必要な手続きについて

## ① 市役所にお越しになったら

正面玄関ロビー 総合案内(市民課)

### お手続き窓口のご案内

本館玄関ロビーの総合案内で、死亡届に伴う手続きの旨をお伝えください。手続きが必要な窓口の整理券を発行する等のご案内をいたします。

## 1. 住民異動の手続き

①・②番窓口 市民課市民係 ☎ 0940-43-8103

亡くなられた方が…	主な手続き	必要なもの等
マイナンバーカード(通知カード)をお持ちだった	返納不要	※マイナンバーカード(又は通知カード)を提示することにより、手続きに必要な書類の添付を省略できる場合等がありますので、当分の間、保管してください。
印鑑登録カードをお持ちだった	印鑑登録カード返納	<input type="checkbox"/> 印鑑登録カード ※印鑑登録は死亡届により自動的に廃止となります。
世帯主だった	※世帯主変更届が必要な場合があります。詳細は上記にお問い合わせください。	

## 2. 国民健康保険の手続きについて

ご逝去後14日以内

③番窓口 保険年金医療課 保険年金係 ☎ 0940-43-8127

亡くなられた方が…	主な手続き	必要なもの等
国民健康保険に加入していた	資格確認書等の返納 葬祭費支給申請	<input type="checkbox"/> 資格確認書等・各種認定証 ※世帯主死亡の場合は、世帯全員分の資格確認書等 <input type="checkbox"/> 葬儀の領収書、請求書、会葬礼状等喪主が確認できるもの <input type="checkbox"/> 預貯金通帳(喪主名義)
国民健康保険の世帯主だった	世帯主変更後の手続き 相続人代表者指定届	<input type="checkbox"/> 相続人代表者と亡くなられた方との続柄が分かる戸籍謄(抄)本等(写しても可) (ただし、死亡時点で同一世帯の場合は不要) <input type="checkbox"/> 預貯金通帳(相続人代表者名義)

■亡くなられてから14日以内に、上記の手続きを行ってください。

■亡くなられた方が国民健康保険以外の健康保険等に加入していた場合は、その保険者にお問い合わせください。

## 3. 年金の手続きについて

③番窓口 保険年金医療課 保険年金係 ☎ 0940-43-8127

亡くなられた方が…	主な手続き	必要なもの等
国民年金を受給していた (第1号被保険者期間のみの方)	死亡届 未支給年金請求	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書(又は年金手帳) <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーが分かるもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の方との続柄が分かる戸籍謄(抄)本、住民票(除票)等 ※請求者のマイナンバーを利用することにより手続きに必要な書類の添付を一部省略できる場合があります。 (請求者の世帯全員の住民票・所得証明書)
国民年金に加入していた (第1号被保険者期間のみの方)	死亡一時金請求	<input type="checkbox"/> 預貯金通帳(請求者名義) ※亡くなられた方と請求者との続柄等で提出書類が異なります。

■厚生年金や各種共済組合等に加入していた期間がある方が亡くなられた場合の手続きは、年金事務所や当該共済組合等にお問い合わせください。

■請求者ご本人が手続きに行けない場合は、委任状が必要となります。

## 4. 後期高齢者医療の手続きについて

ご逝去後14日以内

③番窓口 保険年金医療課 医療係 ☎ 0940-43-8128

亡くなられた方が…	主な手続き	必要なもの等
後期高齢者医療制度の対象者だった	資格確認書等の返納 葬祭費支給申請 相続人代表者指定届	<input type="checkbox"/> 資格確認書等 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証(該当者のみ) <input type="checkbox"/> 預貯金通帳(喪主と相続人代表者名義のもの) <input type="checkbox"/> 葬儀の領収書、請求書、会葬礼状等(喪主、故人、葬祭日が確認できるもの) <input type="checkbox"/> 相続人代表者と亡くなられた方との続柄が分かる戸籍謄(抄)本等(写しても可) (ただし、死亡時点で同一世帯の場合は不要)

■亡くなられてから14日以内に、上記の手続きを行ってください。

## 5. 公費医療の手続きについて

③番窓口 保険年金医療課 医療係 ☎ 0940-43-8128

亡くなられた方が…	主な手続き	必要なもの等
公費医療制度の医療証をお持ちだった	資格喪失届 医療証返納	<input type="checkbox"/> 重度障がい者医療証 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証 <input type="checkbox"/> 子ども医療証
18歳未満の児童を養育する父又は母等だった	ひとり親家庭等医療証の対象となる場合があります。上記にお問い合わせください。	

## 6. 介護保険の手続きについて

ご逝去後14日以内

④番窓口 高齢者サービス課 介護保険係 ☎ 0940-43-8191

亡くなられた方が…	主な手続き	必要なもの等
介護保険の被保険者だった	被保険者証等返納 相続人代表届	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証(お持ちの場合のみ) <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証(お持ちの場合のみ)
介護保険の被保険者で、高額介護サービスを受けていた	高額介護サービス等未支給分請求	<input type="checkbox"/> 相続人代表者名義の預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類(運転免許証等)

■亡くなられてから14日以内に、上記の手続きを行ってください。

## 7. 高齢者福祉サービスの手続きについて

④番窓口 高齢者サービス課 高齢者福祉係 ☎ 0940-43-8298

亡くなられた方が…	主な手続き	必要なもの等
高齢者福祉サービス(配食・介護用品購入費助成・緊急通報システム)を利用していた	事業利用中止申請書	
認知症高齢者捜してメールに登録していた	登録廃止届	

MEMO

8. 福祉サービス関係の手続きについて

⑤ 番窓口 福祉課 障がい福祉係 ☎ 0940-43-8189

亡くなられた方が…	主な手続き	必要なもの等
障がいに関する手帳をお持ちだった	手帳返納	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳
障がい福祉に関するサービスを利用していた	利用券等返納	<input type="checkbox"/> 福祉サービス受給者証 <input type="checkbox"/> 福祉タクシー利用券 <input type="checkbox"/> まごころ駐車場利用証
次のような手当を受けていた <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 障害児福祉手当	受給資格者死亡届 未支払い手当請求	<input type="checkbox"/> 届出人の印鑑(認印) <input type="checkbox"/> 生計同一者の預貯金通帳

9. 生活保護の手続きについて

⑥ 番窓口 生活支援課 生活支援係 ☎ 0940-43-8188

亡くなられた方が…	主な手続き	必要なもの等
生活保護受給者だった	生活保護廃止手続き	<input type="checkbox"/> 死亡届の写し <input type="checkbox"/> 保護受給者カード <input type="checkbox"/> 診療依頼書 詳細は上記にお問い合わせください。

## 10. 児童手当などの手続きについて

⑧ 番窓口 こども課 家庭児童相談係 ☎ 0940-39-3148

亡くなられた方が…	主な手続き	必要なもの等
<b>① 児童手当の</b>		
受給者だった	受給事由消滅申請 新規認定請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新たな受給者の以下のもの</li> <li><input type="checkbox"/> マイナンバーカード(又は通知カード)</li> <li><input type="checkbox"/> 預貯金通帳</li> </ul>
対象児童だった	額改定認定請求 又は 受給事由消滅申請	
<b>② 児童扶養手当の</b>		
受給者だった	資格喪失届 未支払分手当の 請求	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 預貯金通帳(対象児童名義)</li> <li><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書</li> <li><input type="checkbox"/> 死亡が確認できる書類(死亡届のコピー等)</li> </ul>
対象児童だった	額改定認定請求 又は 資格喪失届	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書
<b>③ 特別児童扶養手当の</b>		
受給者だった	資格喪失届 新規認定請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新たな受給者の以下のもの</li> <li><input type="checkbox"/> 預貯金通帳</li> <li><input type="checkbox"/> 死亡が確認できる書類(死亡届のコピー等)</li> </ul>
対象児童だった	資格喪失届 額改定届(減額)	<input type="checkbox"/> 死亡が確認できる書類(死亡届のコピー等)

11. 保育所などの手続きについて

⑧番窓口 こども課 子育て支援係 ☎ 0940-43-8124

亡くなられた方が…	主な手続き	必要なもの等
認可保育所等の在園児の世帯員だった	認定変更申請	詳細は上記にお問い合わせください。
認可保育所等の在園児だった	退所手続き	

12. 市税等の納付に関する手続きについて

⑨番窓口 収納課 収税管理係・収納対策係 ☎ 0940-43-8119

③番窓口(保険年金医療課)、④番窓口(高齢者サービス課)、⑩番窓口(税務課)に相談される内容がある方は、先にご相談されてから⑨番窓口へお越しいただくとお話がスムーズとなります。

亡くなられた方の…	主な手続き	必要なもの等
未納となっている市税等を納付する	納付書の再発行 納税相談	<input type="checkbox"/> 印鑑(通帳印) <input type="checkbox"/> 預貯金通帳
名義口座が振替口座に登録されていた	口座振替の廃止 又は変更	

※口座振替の手続きは、③番窓口(保険年金医療課)、④番窓口(高齢者サービス課)、⑩番窓口(税務課)でも可能です。



## 4 市役所での手続き等

### 14. 市営住宅の手続きについて

本館 2 階

管財課 管財係 ☎ 0940-43-8135


ご遺族の手続きが必要な場合	主な手続き	必要なもの等
亡くなられた方が市営住宅の名義人で、同居者(同居承認後、1年間を経過した方に限る)が引き続き入居しようとする場合	市営住宅入居者名義変更届等	<input type="checkbox"/> 新名義人の印鑑(認印) ※その他必要な書類があります。詳細は上記にお問い合わせください。
市営住宅を明け渡す(退去する)場合	市営住宅明渡届等	<input type="checkbox"/> 届出者の印鑑(認印) ※家賃の完納及びタタミ、フスマ替え等を含む原状回復が必要です。詳細は上記にお問い合わせください。
亡くなられた方が…	主な手続き	必要なもの等
市営住宅の同居人だった	市営住宅世帯員異動届	<input type="checkbox"/> 名義人の印鑑(認印)

■毎年入居者の皆様に配付しております「市営住宅のしおり」を併せてご確認ください。

### 15. 犬の登録手続きについて

別館 1 階

うみがめ課 清掃対策係 ☎ 0940-62-5019

ご遺族で…	主な手続き	必要なもの等
新たに犬の飼い主となった方	<p>●鑑札(金属プレート)による登録の場合 →うみがめ課に登録事項変更届を提出し、飼い主・住所などの変更をしてください。 ※新たに犬の飼い主となった方が市外にお住まいの場合(犬の住所が市外に変更となる場合)はお住まいの市町村にて変更手続きの方法をご確認ください。</p>	<p><input type="checkbox"/>犬の登録番号が分かるもの(鑑札等)</p> <p>犬と猫のマイクロチップ情報登録のサイト内でご確認ください。</p>
	<p>●マイクロチップによる登録の場合 →犬と猫のマイクロチップ情報登録のサイトにて、所有者の変更登録をしてください。</p> <p>【サイトの URL と二次元コード】 <a href="https://reg.mc.env.go.jp">https://reg.mc.env.go.jp</a></p> <p>マイクロチップ情報登録 お問い合わせ窓口 ☎ 03-6384-5320</p> 	

※いずれの場合も30日以内に手続きしてください。

16. 遺品整理等で生じたごみの処分について

ご遺族で…	受注品目	詳しくは市 HP	問合せ先
収集運搬業者に依頼しようとする方	可燃物 不燃物 (びん・缶・ガラス・金物) 粗大ごみ 陶磁器・ブロック・タイル・瓦 ・ガレキ		下記いずれかの事業者に直接連絡のうえ、料金等をご確認ください。 (有)西村産業 ☎ 0940-42-2314 (株)林田産業 ☎ 0940-42-0444 (有)津屋崎清掃社 ☎ 0940-52-1737
清掃工場等に自己搬入しようとする方	可燃物 不燃物 (びん・缶・ガラス・金物) 粗大ごみ 等  陶磁器・ブロック・タイル・瓦 ・ガレキ		
粗大ごみを処分しようとする方	粗大ごみ		

■ パソコン等、受入れできない品目があります。

■ ごみの収集運搬を依頼する場合は、市の許可を受けた上記3事業者のいずれかに連絡してください。  
 無許可の事業者がごみを収集運搬することは違法です。

■ 遺品整理を民間の事業者に依頼する場合は、電話帳やホームページ等でお調べのうえ、直接連絡してください。

## 17. 空き家の管理について

都市計画課 開発建築係 ☎ 0940-62-5036

ご遺族で…	主な手続き	お問合せ先
空き家の処分等でお困りの方	空き家バンク等	上記にお問い合わせください。 福津市空き家バンクへの登録や、市と連携している不動産業者一覧のお渡し、相続に関する相談先等についてご案内します。
空き家の利活用をご検討の方	空き家所有者等の意向確認	上記にお問い合わせください。 福津市と空き家等の利活用促進に係る包括連携協定を締結している下記2団体から、空き家の利活用に関するご提案を行います。 ・一般社団法人 福岡県中央古民家再生協会 福岡市早良区室見4丁目1番22-613 ☎ 092-407-3326  ・津屋崎空き家活用応援団 福津市津屋崎4丁目15番17号 ☎ 0940-52-9610
空き家の管理でお困りの方	空き家の見守り・管理	「空き家の見守り(年6回) 10,800円(写真送料込み)」2カ月に1回(偶数月)程度巡回し、現状写真を送付します。 ※草刈り・庭木の剪定・消毒・建物の小修繕などにも対応できます(別途、料金)。 下記に直接連絡のうえ、料金等を相談してください。 公益社団法人 福津市シルバー人材センター 福津市手光南2丁目1番1号 ☎ 0940-43-6541

■ 空き家になる物件にかけられている火災保険や地震保険等の要件について、ご利用の保険会社に確認をしましょう。空き家では、保険の対象とならないことがあります。

■ 戸建て住宅の場合、周辺住民のご迷惑となることがないように空き家となってからも家屋や敷地内の植栽の管理が必要です。少なくとも、草刈りは5月・10月前後に年2回、樹木の剪定は2～3年に1回程度行ってください。

## 18. 森林相続の手続きについて

農林水産課 水産林業政策係 ☎ 0940-62-5063

ご遺族で…	主な手続き	必要なもの
市内の森林(福岡県地域森林計画対象の森林)を相続された方	森林所有者となった届出 ※90日以内に手続きしてください。	土地の図面や権利を取得したことを証明する書類等が必要です。詳細は上記にお問い合わせください。

## 19. 農地相続の手続きについて

農業委員会事務局 ☎ 0940-62-5016

ご遺族で…	主な手続き	必要なもの
市内の農地を相続された方	農地権利取得の届出	農地の権利を取得したことを証明する書類等が必要です。詳細は上記にお問い合わせください。

## 20. 農業者年金の手続きについて

農業委員会事務局 ☎ 0940-62-5016

亡くなられた方が	主な手続き	お問合せ先
農業者年金を受給していた	死亡関係届出 ※10日以内にJAを経由して農業者年金基金への届出が必要です。	JAむなかた本店 ☎ 0940-36-4110(代)

## 5 その他の手続き (例)

詳細は、各窓口にお問い合わせください。

	項 目	主な手続き	窓 口
火葬	火葬料	火葬料支払(減免)手続き	北筑昇華苑組合北筑昇華苑 ☎ 092-943-7921
水道	上下水道	名義変更・振替口座変更 使用中止	宗像地区上下水道料金センター ☎ 0940-62-0026
浄化槽等	浄化槽清掃 し尿汲み取り	名義変更 使用中止	(株)林田産業 ☎ 0940-42-0444 (有)津屋崎サニタリー ☎ 0940-52-0338 ※上記のうち、契約している事業者にお問い合わせください。
国・ 県等	運転免許証	返納手続き	福岡県警察宗像警察署 ☎ 0940-36-0110
	旅券(パスポート)	失効手続き	福岡県パスポートセンター ☎ 092-725-9001
	特定医療費(特定 難病)受給者証	返納手続き	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 ☎ 0940-36-2045(代)
	県営住宅	名義変更又は解約	福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 ☎ 092-713-1683
国税等	国税	相続税手続き 所得税・消費税申告手続き	福岡国税局香椎税務署 ☎ 092-661-1031(自動音声案内)
	不動産	不動産相続登記	福岡法務局福岡出張所 ☎ 0940-42-0304
自動車・ バイク	普通自動車	自動車税に関すること	東福岡県税事務所 ☎ 092-641-0201(代)
		名義変更又は廃車	九州運輸局福岡運輸支局 ☎ 050-5540-2078(自動音声案内)
	軽自動車	名義変更又は廃車	軽自動車検査協会福岡主管事務所 ☎ 050-3816-1750
	二輪の小型自動車 (125cc超のバイク)	名義変更又は廃車	九州運輸局福岡運輸支局 ☎ 050-5540-2078(自動音声案内)



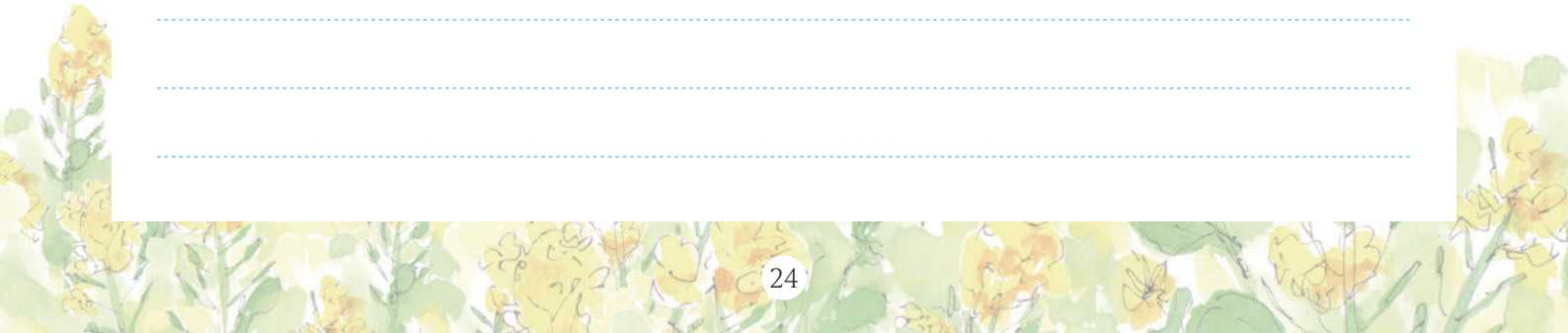
## 6 巻末資料

### 福津市役所 問い合わせ先一覧

手 続 き	窓 口	掲載 ページ	電話番号 (市外局番0940)
世帯主変更 マイナンバーカード、印鑑登録	市民課 市民係	P9	☎ 43-8103
国民健康保険 国民年金	保険年金医療課 保険年金係	P10	☎ 43-8127
後期高齢者医療 重度障がい者・子ども・ひとり親家庭等医療	保険年金医療課 医療係	P11	☎ 43-8128
介護保険	高齢者サービス課 介護保険係	P12	☎ 43-8191
高齢者福祉サービス 認知症高齢者捜してメール	高齢者サービス課 高齢者福祉係	P12	☎ 43-8298
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	福祉課 障がい福祉係	P13	☎ 43-8189
児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当 認可保育所等	こども課 家庭児童相談係	P14・15	☎ 39-3148
市税等振替口座変更	収納課 収納管理係	P15	☎ 43-8119
市県民税	税務課 市民税係	P16	☎ 43-8117
固定資産税 排気量125cc以下のバイク等	税務課 資産税係	P16	☎ 43-8118
市営住宅	管財課 管財係	P17	☎ 43-8135
犬の登録	うみがめ課 清掃対策係	P17	☎ 62-5019
ごみの清掃工場等への自己搬入	うみがめ課 資源リサイクル係	P18	☎ 62-5019
空き家の相談	都市計画課 開発建築係	P19	☎ 62-5036
森林の相続	農林水産課 水産林業政策係	P20	☎ 62-5063
農地の相続	農業委員会 事務局	P20	☎ 62-5016

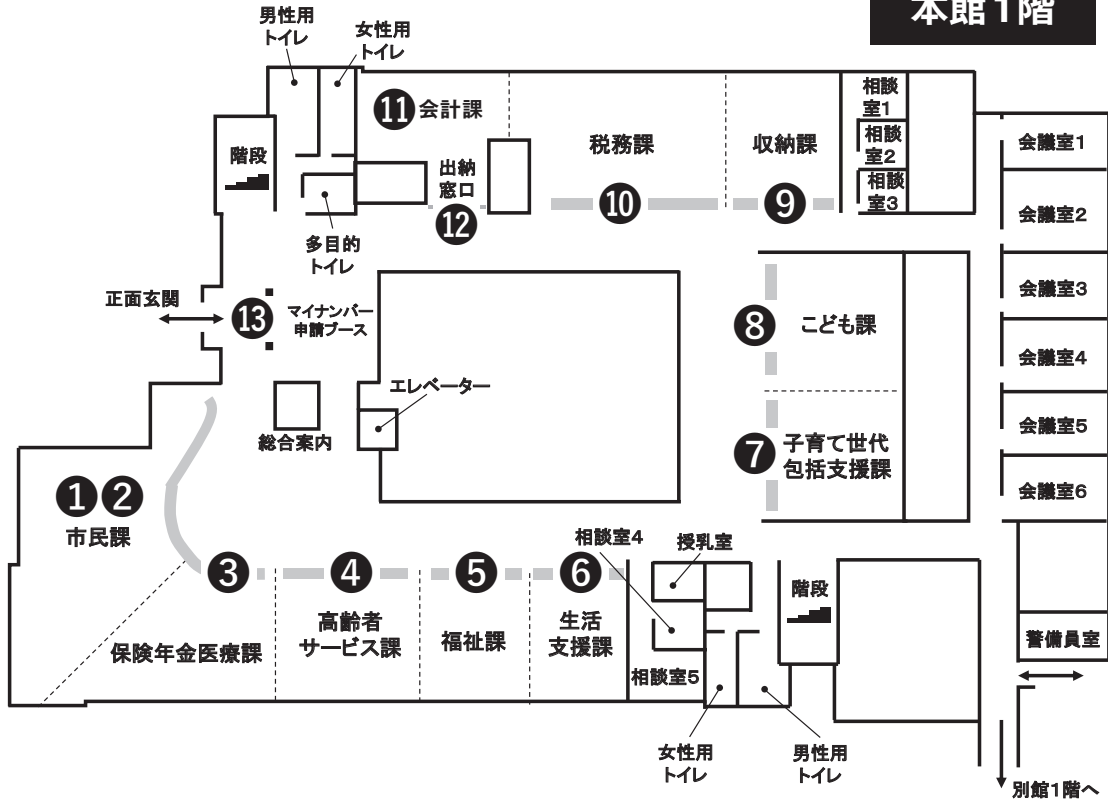
MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

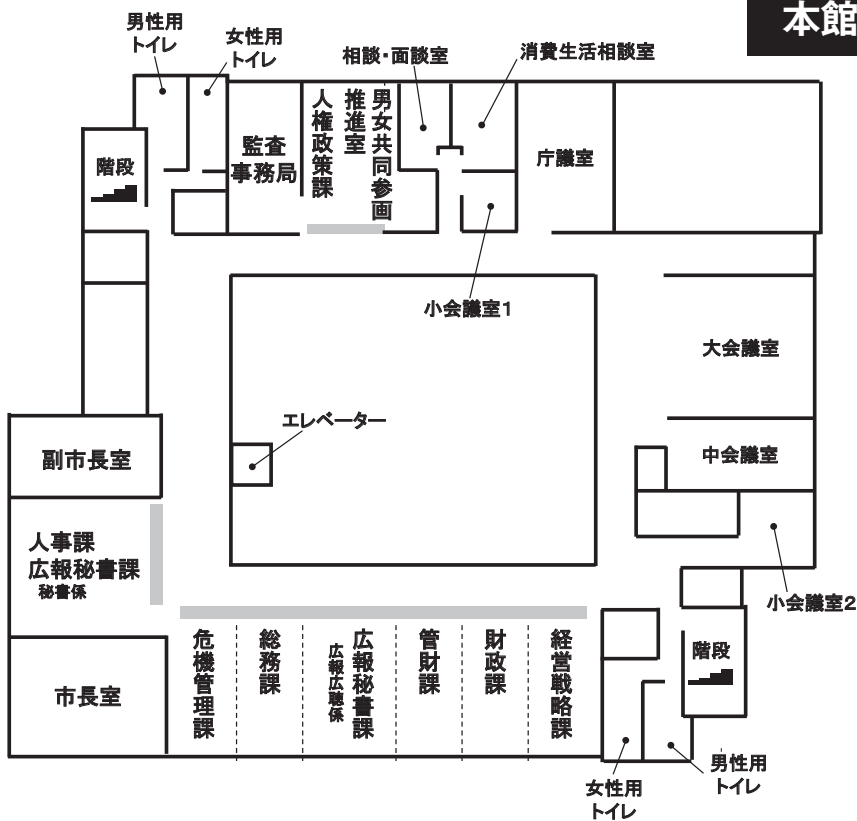


# 福津市役所 庁舎配置図

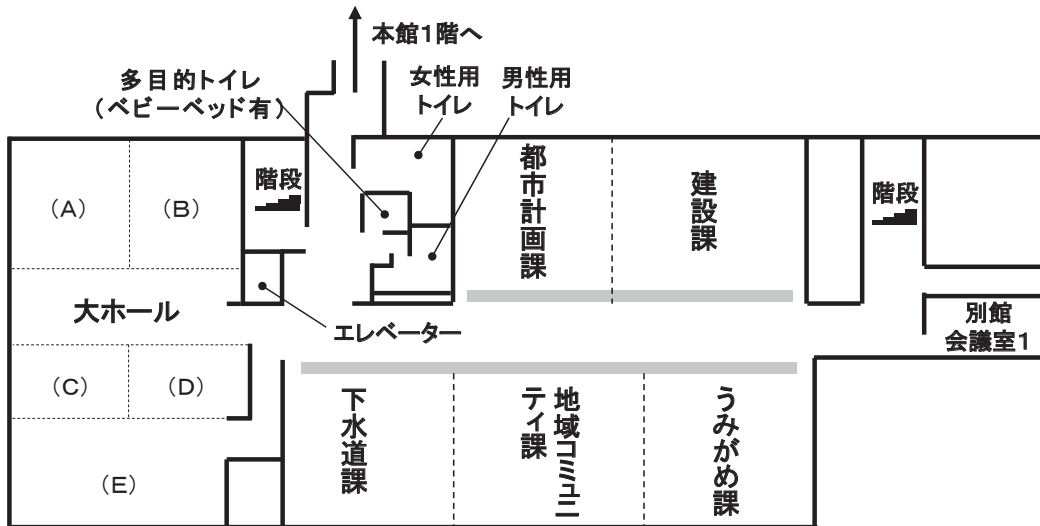
## 本館1階



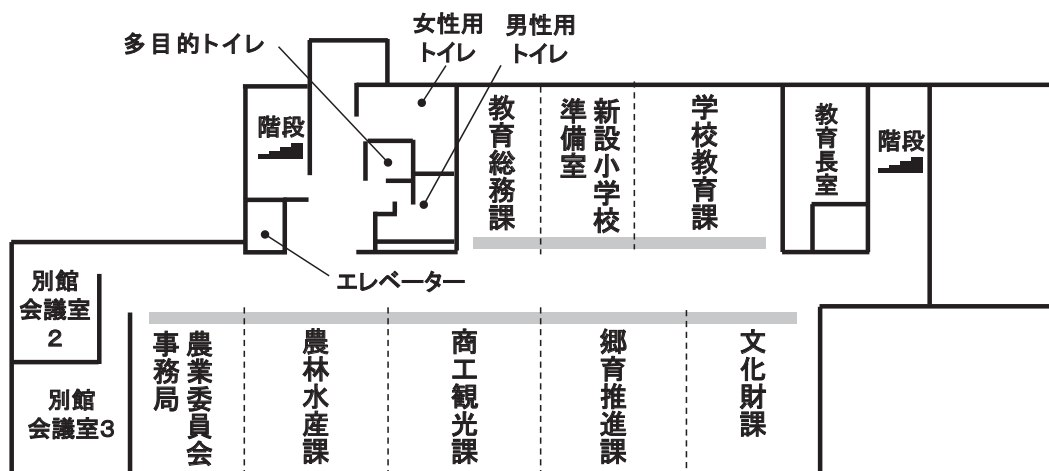
## 本館2階



## 別館1階



## 別館2階



# 不動産の相続登記はお済みですか？

## 福岡法務局

不動産の所有者がお亡くなりになった場合に、その相続人に登記名義を変更するには、法務局に相続登記の申請をしていただく必要があります。

- 相続登記（所有権の移転の登記）の申請書の様式等は、法務局ホームページでご確認することができます。
- 登記の申請書の作成・申請の代理については、専門の資格者である司法書士に依頼することもできます。
- お客様ご自身で登記の申請を行う場合には、法務局の「登記相談コーナー」をご利用いただけます。

### ● 不動産登記申請手続

法務局ホームページの「不動産登記申請手続」から「不動産の所有者が亡くなった」をお選びください。

【不動産登記申請手続URL】

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>

法務局

検索



### ● 司法書士への依頼

福岡県司法書士会にお電話されるか、福岡県司法書士会のホームページをご覧ください。

【福岡県司法書士会】

総合相談センター ☎0570-783-544

- 司法書士の紹介 平日 10時～16時
- 電話相談 平日 18時～20時

福岡県司法書士会

検索



### ● 登記相談

福岡法務局では、登記手続の相談を予約制により行っております。

不動産を管轄する法務局（又は最寄りの法務局）に事前にお電話でご予約の上、お越しく下さい。

ご予約・お問合せは、当局ホームページをご覧ください。

福岡法務局

検索

福岡法務局 代表 (092) - 721 - 4570

# 法定相続情報 証明制度

あなたの  
相続手続を  
応援します!



多くの方々にご利用いただいております!

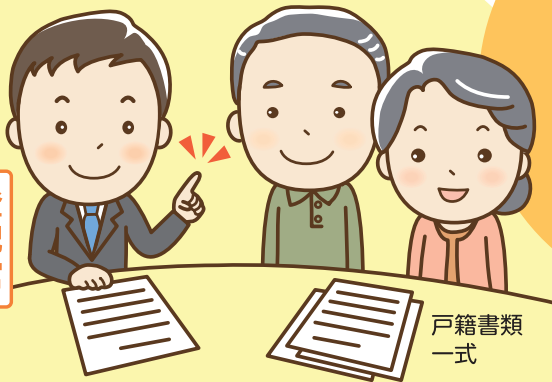
面倒な相続手続を  
より速く!  
より便利に!

未来につなぐ相続登記

不動産の  
相続登記を  
お忘れなく!

次の世代へのつとめです

登記官



戸籍書類一式



省略可能

戸籍書類一式

「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、各種相続手続で戸籍書類一式の提出の省略が可能となります\*。

\*相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。

法定相続情報証明制度の詳細内容は、[法務局ホームページ](#) [検索](#) をご覧ください。

法務省民事局

## 委任状

福津市長 殿

令和 年 月 日

①委任者(本人) ※委任状は全て委任者(本人)が記入(自署)してください

住 所	
氏 名	(必ず委任者(本人)が署名してください) <span style="float: right;">(印)</span>
生年月日	大正・昭和・平成・西暦 年 月 日
電話番号	(昼間に連絡がとれる番号)
委任事項 <small>〔あてはまるものに ✓をしてください〕</small>	<input type="checkbox"/> 住民票の写し等請求及び受領に関すること <input type="checkbox"/> 戸籍に関する証明書の請求及び受領に関すること <input type="checkbox"/> 住民異動届に関すること <input type="checkbox"/> その他 (内容: )

私は、次の者を代理人と定め、上記の事項を委任します。

②代理人(窓口に来られる方)

住 所	
氏 名	
生年月日	大正・昭和・平成・西暦 年 月 日

必要な通数及び種類は、あらかじめ代理人にお伝えください。

また、代理人の方は、ご自身の本人確認証(運転免許証・パスポート等)と印鑑を一緒にお持ちください。

※住民票コード及びマイナンバー記載の住民票は、委任者(本人)宛に郵送します。

窓口では交付できませんのでご注意ください。

## 記載例

### 委任状

福津市長 殿

令和 ○年 ○月 ○日

①委任者(本人) ※委任状は全て委任者(本人)が記入(自署)してください

住 所	福津市中央1丁目1番1号
氏 名	福間 太郎 (印) <small>(必ず委任者(本人)が署名してください)</small>
生年月日	大正・昭和・平成・西暦 5年 1月 1日
電話番号	090-0000-0000 <small>(昼間に連絡がとれる番号)</small>
委任事項 <small>〔あてはまるものに ✓をしてください〕</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票の写し等請求及び受領に関すること <input type="checkbox"/> 戸籍に関する証明書の請求及び受領に関すること <input type="checkbox"/> 住民異動届に関すること <input type="checkbox"/> その他 (内容:

・住民票の場合、続柄・本籍の記載の有無をご確認ください。  
・戸籍の場合、本籍地、筆頭者を確認してください。

私は、次の者を代理人と定め、上記の事項を委任します。

②代理人(窓口に来られる方)

住 所	福津市津屋崎1丁目7番2号
氏 名	津屋崎 花子
生年月日	大正・昭和・平成・西暦 40年 4月 1日

必要な通数及び種類は、あらかじめ代理人にお伝えください。

また、代理人の方は、ご自身の本人確認証(運転免許証・パスポート等)と印鑑を一緒にお持ちください。

※住民票コード及びマイナンバー記載の住民票は、委任者(本人)宛に郵送します。  
窓口では交付できませんのでご注意ください。

令和6年  
3月1日から

市区町村の窓口での

# 戸籍の証明書 の請求が便利 になります



ここが便利に！  
1

どこでも

本籍地が遠くにある方でも、  
最寄りの市区町村の窓口  
に請求できます！

ここが便利に！  
2

まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国  
各地にあっても、1か所の市  
区町村の窓口  
にまとめて請求  
できます！

結婚・相続などの行政手続や各種申請手続での負担が軽減

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

戸籍の新サービスを相続手続にも御利用ください。

法務省民事局

ボクは  
コセキツネ!



令和6年3月1日から、戸籍証明書等を最寄りの市区町村の窓口でも取れるようになるんだ!  
さらに、一か所の市区町村の窓口にもまとめて請求できるよ!

とっても便利になるんだね!




そんなことないよ!




君はだれ?



### 広域交付始まるの巻



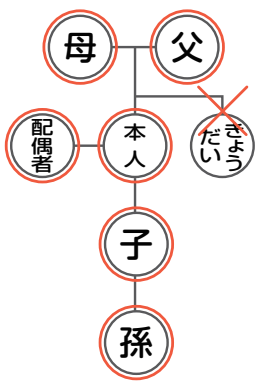
相続の手続をしたけれど、本籍地が全国各地にあるから戸籍証明書を集めるのが大変だなあ...



### 広域交付制度のポイント

- 戸籍証明書等を請求できる方が、市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります(郵送や代理人による請求はできません)。
- 窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)の提示が必要です。
- コンピュータ化されていない戸籍証明書は請求できません。

本人の戸籍証明書等だけでなく  
夫又は妻(配偶者)  
・ 父母、祖父母など(直系尊属)  
・ 子、孫など(直系卑属)  
の戸籍証明書等も請求できるよ!



最寄りの窓口で  
取れたよ!



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

これで相続登記も  
ばっちりだね!




なるほど!

きょうだいの戸籍証明書等は請求できないから気をつけてね!




ほかにも  
便利な制度が  
始まるよ!



制度の詳細はこちらで確認できます。

法務省 戸籍法改正    検索 🔍    法務省HP



MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

発行 福津市  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 令和8年6月発行

●本冊子は、冊子内に広告を掲載している企業の協賛により市に寄贈されています。

●広告主及び広告内容を福津市が推奨するものではありません。広告内容に関する質問は、直接広告主へお問い合わせください。

●行政の業務に関するお問い合わせは、福津市役所各担当課までお問い合わせください。

※掲載内容は、令和8年4月現在のものです。発行後、制度改正などにより、内容が変更になる場合もありますのでご了承ください。

